

「茨城キリスト教大学紀要」投稿規程

(投稿資格)

第1条 茨城キリスト教大学紀要に投稿することができる有資格者は次のとおりとする。

- (1) 本学専任教職員
- (2) 本学を定年退職した教職員
- (3) 専任校を持たない本学の兼任講師
- (4) その他紀要委員会が認めた者

2 共同執筆の場合は前項に定める有資格者が、当該原稿の第1執筆者であるものとする。

(投稿内容)

第2条 内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 研究論文(査読付き)
- (2) 研究論文
- (3) 調査研究・実験報告
- (4) 資料紹介
- (5) 研究ノート
- (6) 書評
- (7) 外国語学術論文の邦訳および邦文学術論文の外国語訳

2 なお前項各号に掲げるものの判定基準等については、別途内規を設ける。

(投稿編数)

第3条 投稿編数の上限は次のとおりとする。

- (1) 単独執筆あるいは第1執筆者としての投稿は、いずれかの1編とする。
- (2) 上記(1)の他に共同執筆者としての投稿は、1編までとする。

(執筆要領)

第4条 執筆にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 原稿は、A4版用紙を使用し、和文の場合は40字×40行、欧文の場合は半角80字×40行に(他の言語の場合はこれに準じて)設定し、15枚程度で執筆する。
- (2) 第2条(1)～(5)に該当する日本語原稿には外国語の要旨を、他の言語の原稿には日本語の要旨を添える。

〔要旨はA4版0.5枚程度。〕

2 投稿にあたっては、「茨城キリスト教大学研究倫理指針」に添って執筆するものとする。

(校正)

第5条 校正は投稿者の責任において行う。

(投稿の受付け)

第6条 原稿の投稿スケジュールは次のとおりとする。

(1) 投稿予定者は7月初旬の指定日(年度ごとに決定して公示)までに別紙様式によりその旨を紀要委員会に連絡する。

(2) 投稿期限は9月末日とする。ただし、査読付き論文は8月末日締め切りとする。

(3) 投稿期限以降に提出された原稿は次号分への投稿として扱う。

(投稿原稿の採否等)

第7条 投稿された原稿の採否は、紀要委員会が決定する。また、紀要委員会は、投稿された原稿に対して修正を求める事ができる。

(公開方法)

第8条 公開は、次のとおりとする。

- (1) 冊子体として刊行する。
- (2) 本学リポジトリで公開する。

(別刷)

第9条 別刷は50部までは無料とする。ただし、別刷の増刷は投稿者の負担とする。

(規程の改定)

第10条 この規程の改定は、紀要委員長が提案し、紀要委員会・大学運営会議および合同教授会の議を経て、学長がこれを行う。